

園章の選定方法について

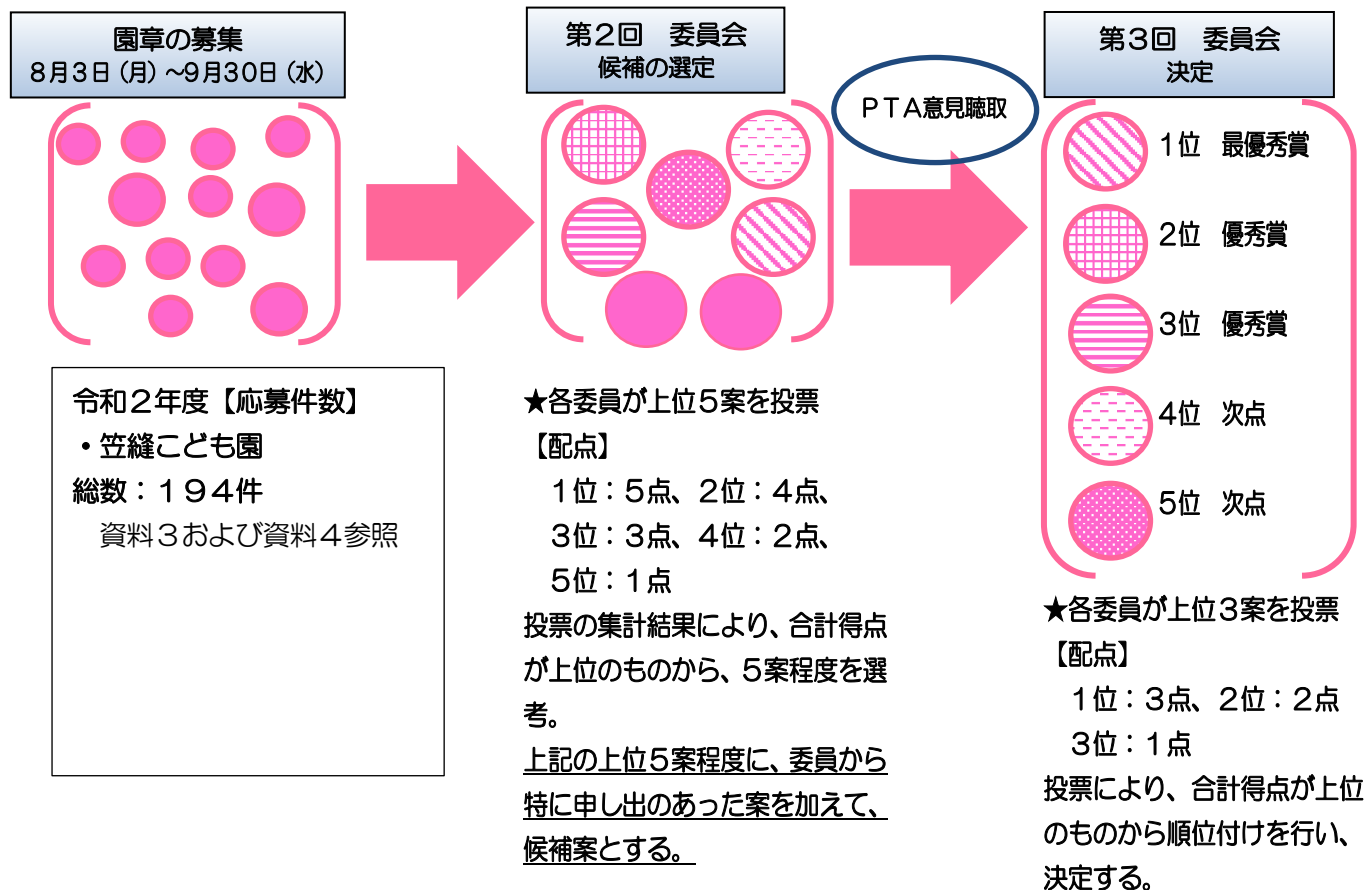
令和元年度、平成30年度、平成28年度、平成27年度の考え方

これまで、こども園の新たな園章は、各年度の委員会で決定した「草津市立認定こども園園章選定要領」をもとに選定した。⇒ P. 3～9

令和2年度 選定方法（案） → 過年度の考え方を継承する。

- 各委員は、園章案について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。
- 配点は、1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点とし、委員全ての合計点の高い園章について上位5案までを選考する。（5位以内に同点の案がある場合は、5案を超えることができる。）
- 委員から特に申し出のあった案を加えて、候補案とする。
- 選定された候補案から、最優秀賞1点、優秀賞2点を選定する。
- 投票と選定に際しては、下記内容を考慮し、行うこととする。
 - ・わかりやすく、親しみやすい
 - ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
 - ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
 - ・地域の自然や歴史などが感じられる
 - ・新しいこども園への期待が込められている
 - ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

【園章決定までの流れ】



※最優秀賞には、賞金2万円をお渡しします。

草津市立認定こども園園章選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における草津市立笠縫こども園の園章の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則（抜粋）

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

草津市立認定こども園園章選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における草津市立玉川こども園、草津市立常盤こども園、草津市立老上こども園の園章の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則（抜粋）

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

草津市立認定こども園園章選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における草津市立志津こども園および草津市立山田こども園の園章の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則（抜粋）

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

草津市立認定こども園園章・園歌（歌詞）選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における（仮称）草津市立認定こども園の園章・園歌（歌詞）の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章・園歌（歌詞）の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章および園歌（歌詞）について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章および園歌（歌詞）について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章および園歌（歌詞）について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章・園歌（歌詞）の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

① 園章

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

② 園歌（歌詞）

- ・子どもが歌いやすい
- ・明るく、親しみやすく、感情豊かであること
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則（抜粋）

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

草津市立認定こども園園章・園歌（歌詞）選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における（仮称）草津市立矢橋ふたばこども園および（仮称）草津市立笠縫東こども園の園章・園歌（歌詞）の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章・園歌（歌詞）の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章および園歌（歌詞）について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章および園歌（歌詞）について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章および園歌（歌詞）について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章・園歌（歌詞）の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

① 園章

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

② 園歌（歌詞）

- ・子どもが歌いやすい
- ・明るく、親しみやすく、感情豊かであること
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

■玉川こども園（令和元年度）

【園章】

応募数 園章 59作品



<園章趣旨>

輝く希望の光の中、園児が仲良くひとつの輪でつながるイメージを描きました。

■常盤こども園（令和元年度）

【園章】

応募数 園章 53作品



<園章趣旨>

子ども達に自分のこども園に愛着を持ってもらえるようすべてひらがなでデザインしました。

「こどもえん」は縁取りをつけ、濁点を丸にするなど楽しさを加えました。地域とともにある「こども園」ということから「ときわ」を松葉の中に入れ、松葉を増やす事で園の新しい出発、質の向上の意味とデザインに重みを加えています。

■老上こども園（令和元年度）

【園章】

応募数 園章 46作品



<園章趣旨>

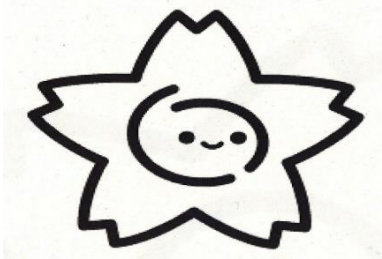
老上幼稚園の方針を拝見し、ひらがなが読めるようになったくらいのおさなお子さんから、「老上」の文字を初めて見る大人まで、様々な人がすぐに覚えられ、親しみやすいように。と思い園章の文字をひらがなにしました。

外側の花びらは園の先生方やご家族、中心の丸みを帯びた花びらは子どもたち。輪になり手を取り合って仲良く、和やかな成長をイメージして作成致しました。

■志津こども園（平成30年度）

【園章】

応募数 園章 106作品



<園章趣旨>

「しづ」という字を丸みのある形にして子どもらしさを表現し、また、その字をキャラクター化して桜の中で微笑んでいるようなデザインにすることで、子どもたちの笑顔が溢れるようにとの願いを込めています。

■山田こども園（平成30年度）

【園章】

応募数 園章 82作品



<園章趣旨>

山田幼稚園の「山」という字を基にした図形と丸を重ねることにより、子どもたちやこども園に関わる人々の笑顔を表しています。中心には「山田」を明記し、こども園の名前もわかりやすくしています。

■草津中央おひさまこども園（平成28年度）

【園章】

応募数 園章 81作品



<園章趣旨>

「おひさま」と「チューリップ」と「中央」の文字を基調に未来に輝き花咲く草津中央おひさまこども園を象徴的に表現しました。伝統的で、シンプルで、親しみやすく、多くの人々に長く愛されるデザインです。

■笠縫東こども園（平成27年度）

【園章】

応募数 園章 53作品



<園章趣旨>

「子ども」の“子”と「笠縫東」の“か”を組み合わせ、その中に幼児をイメージさせる顔を配して、笑顔があふれる園を表しています。

■矢橋ふたばこども園（平成27年度）

【園章】

応募数 園章 52作品



<園章趣旨>

矢橋ふたばこども園の頭文字「や」を丸くデフォルメして、中心にこどもの笑顔を入れることで、こども園の輪を、そして、上の「や」の点にあたる部分を、ふたばに見立て、こどもたちの育ちのふたばと、保育所と幼稚園の二つの機能を併せ持つことを表しています。